

令和4年第6回(12月)大潟村議会定例会
 総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和4年12月9日(金)		
招集場所	役場2階 「第一会議室」		
開会日時	令和4年12月9日(金) 13:28~16:59		
出席委員 (6名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委員 三村 敏子
	委員 菅原 史夫	委員 戸部 誉	委員 石井 雅樹
欠席委員 (0名)			
出席職員 (23名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課長 薄井 伯征 主査 遠藤 有子 主査 進藤 智哉 主査 庄司都志哉 【税務会計課】 課長 伊東 寛 主査 工藤 修功 主査 宮田 文美 主任 岡田 智子 主任 土佐林 学 【福祉保健課】 課長 北嶋 学 課長補佐 小野 朋也 主査 米谷 朋浩 主事 角田 伸代 【保健センター】 主査 渡辺 祥達 【教育委員会】 教育長 北林 強 次長 宮田 雅人 主査 小林 豊 主査 池田 龍成 主任 畠山 友伴 主事 高橋 真也 主事 竹田 美輝		

付託事件	議案第81号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
	議案第83号 大潟村村税条例等の一部を改正する条例案
	議案第85号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

議案第 86 号	令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 87 号	令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 88 号	令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
陳情第 6 号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため 国に意見書提出を求める陳情
陳情第 7 号	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の 大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
陳情第 8 号	介護保険制度の改善を求める陳情書
陳情第 9 号	学校部活動の地域移行に関する陳情書

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>(開会 13:28)</p> <p>ただいまより、総務福祉教育委員会を開会します。 ただいまの出席委員数は 6 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立 します。</p> <p>本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、 署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。 議案第 81 号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 82 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例案」、 議案第 83 号「大潟村村税条例等の一部を改正する条例案」、 議案第 85 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の本委員会に関連 する部分、 議案第 86 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、 議案第 87 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 88 号「令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、 陳情第 6 号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため 国に意見書提出を求める陳情」、 陳情第 7 号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の 大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」、 陳情第 8 号「介護保険制度の改善を求める陳情書」、 陳情第 9 号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」の以上、11 件です。 それでは当委員会に付託された案件について、審査に入ります。</p>

発言者	発言要旨
	<p>審査の順番ですが、はじめに 議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって 福祉保健課、教育委員会の順に行いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案第 81 号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p>
遠藤主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
黒瀬副委員長	管理監督職務上限年齢対象職員について、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には 1 年単位で異動期間を延長し、継続して管理監督職として勤務させることができるとのことですが、これは部署の異動等によるものも含まれるのでしょうか。
遠藤主査	その職から退いた際に障害が起こり得る場合に管理監督職として延長勤務させるので、部署の異動は想定しておりません。
菅原（史）委員	例えば昭和 37 年生まれは 61 歳が定年退職、昭和 38 年生まれは 62 歳が定年退職ということになると思いますが、役職定年はいずれも 60 歳という認識でよろしいでしょうか。
遠藤主査	そのとおりです。
菅原（史）委員	役職定年後、一般職か短時間勤務職員かを選べるということでしょうか。
遠藤主査	59 歳になる年に制度を説明し、条例定数内の一般職として常勤勤務職と同じ時間を働いていただくか、条例定数外として短時間勤務職員として働いていただくかを選択していただきます。
菅原（史）委員	雇用側は退職まで雇わなければならないということですか。引き続き働いてはじめて定年退職になるという解釈でよろしいでしょうか。
薄井課長	基本的には職員が希望するのであれば定年まで雇わなければなりません、家庭の事情等があれば短時間を選択することもできるということです。

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	自分の都合で定年前に退職する場合、退職手当の計算はどうなるのでしょうか。
遠藤主査	退職手当については、60歳到達年度の給料月額を基本額として計算されますので、61歳以降に家庭の都合等により退職する場合であっても、最も給料が高かった60歳時点の給料を基準に計算されます。
菅原（史）委員	暫定再任用規定については「できる」規定になっていますが、雇用主の裁量により決定できるという解釈でよろしいでしょうか。
遠藤主査	勤務実績等を考慮して決定することになっております。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。 議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 議案第81号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第82号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局より説明を求めます。
遠藤主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員長	休憩します。(13:55) 再開します。(13:56)
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。 議案第 82 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 議案第 82 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 83 号「大潟村村税条例等の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
岡田主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
三村委員	先端設備とはどのような設備を指すのですか。
宮田主査	設備投資により労働生産性の向上を図ることができる設備を指します。
三村委員	具体的にはどういったものでしょうか。
宮田主査	他市町村の例ですが、建設会社の重機など生産性向上を図ることができる機械が対象となっているようです。

発言者	発言要旨
	<p>なお、事前に先端設備導入計画を市町村に提出し、認定を受けた設備のみが対象となります。</p>
三村委員	<p>大潟村で対象となる会社は脱炭素の会社ということでしょうか。</p>
宮田主査	<p>まずこの特例の対象となる設備かどうかを、申請事業者が認定機関に対して事前に確認依頼を行い、要件に合致している旨の証明書を発行してもらいます。その後、村に対して先端設備導入計画と申請書を提出し、村が計画認定を行ったものが対象となります。</p>
戸部委員	<p>農業法人も対象となるのでしょうか。</p>
宮田主査	<p>対象となります。</p>
菅原（史）委員	<p>この特例は今回、国が新設したものでしょうか。今まではなかったのですか。</p>
宮田主査	<p>制度自体は平成 30 年度からありました。</p>
菅原（史）委員	<p>制度自体はあったが、村において該当するケースがなかったという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>心配しているのは、制度の要件に合う設備を導入していたのに、村においてはこの特例が整備されていなかったために受けられなかったということです。</p>
宮田主査	<p>これまでこの特例に該当するケースがあった可能性はありますが、別の特例で半島振興法というものがあり、これは設備を導入して初めて課税される年度について税率が 10 分の 1 になるというもので、こちらによりカバーできると判断しておりました。</p>
黒瀬副委員長	<p>今回の特例は課税特例率が 0 で 3 年間継続するということですが、事業者にとってはどちらのメリットが大きいのでしょうか。</p>
宮田主査	<p>先端設備の方がメリットは大きいです。</p>
伊東課長	<p>先端設備の特例について、条例自体は平成 30 年度から整備されておりました。ただし、村は特例率 2 分の 1 でしたが、調査したところ特例率 0 の市町村</p>

発言者	発言要旨
黒瀬副委員長	<p>が多かったため、再度改正するものです。</p> <p>半島振興法とこの特例どちらのメリットが大きいかということについてですが、確かに特例率が大きいのはこの特例ですが、先ほどの説明にもあったように先端設備導入計画が認定される必要がありますので、申請のハードルが上がります。そのため、どちらの制度がよりメリットが大きいかを事業者が選択することになります。</p> <p>特例率0の方がメリットの大きい事業所もあったかもしれませんが、当時からどちらの制度にするか選択できた方が良かったと思います。平成30年度に条例を改正した時点で導入促進基本計画を国に提出するなど、産業振興策として早めに整備すべきだったと思うのですが、その点についてどのように考えますか。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(14:10)</p> <p>再開します。(14:25)</p>
伊東課長	<p>先端設備の特例では、特例率が0である代わりに先端設備導入計画の認定を受けなければなりません。半島振興法の特例では、そうした計画の認定等は必要ありませんが特例率が10分の1になるため、事業者にとってよりメリットの大きい方を選択していただければと思います。</p>
黒瀬副委員長	<p>以前から選択できた方が良かったのではないかという主旨の質問でした。</p> <p>次に特定再生可能エネルギー設備に関する特例について、この特例における特例率が3分の2から2分の1に見直されるとのことですが、これは税率が下がり、事業者の負担が小さくなるという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また先端設備の特例において認定を受けられなかった設備について、特定再生可能エネルギー設備に関する特例を受けるということは可能なのでしょうか。</p>
宮田主査	<p>まず一点目についてですが、課税標準額に特例率を乗じますので、改正後の方が負担が小さくなります。</p> <p>二点目について、再生可能エネルギー設備に関する特例では、太陽、風力、地熱、バイオマスそれぞれ出力規模に応じて改正しております。これらは先端設備の認定を受けずとも対象となるため、先端設備の特例よりも受けやすいものになっております。</p>

発言者	発言要旨
石井委員	<p>先端設備とは具体的に何が考えられますか。</p> <p>また、例えば従業員一人の企業でも対象となるのでしょうか。</p>
宮田主査	<p>まず一点目についてですが、例えば、機械装置であれば取得価額が 160 万円以上で販売開始時期が 10 年以内、工具であれば取得価額が 30 万円以上で販売開始時期が 5 年以内など設備の種類に応じて要件が定められており、さらに認定機関による認定を受ける必要があります。</p> <p>二点目についてですが、従業員が一人でも対象となります。大企業は本制度の対象となりません。</p>
石井委員	<p>例えば村の農業法人ではどういった設備が対象となるのでしょうか。</p>
宮田主査	<p>具体的には乾燥機や色彩選別機などが対象になると考えられます。</p> <p>導入促進計画では、労働生産性が年平均で 3%以上向上するものと定められておまして、単位時間あたりの生産量、精度、エネルギー効率などといった評価項目を認定機関が審査し、要件に合致しているかを認定することになります。</p> <p>どういった設備が対象になるかについての資料は後ほどお渡しします。</p>
石井委員	<p>個人事業主も対象になりますか。</p>
宮田主査	<p>対象になります。</p>
松本委員長	<p>設備の取得期限はありますか。</p>
宮田主査	<p>現状では令和 5 年 3 月 31 日までに取得したものと定められておりますが、延長の要望を行っております。</p>
松本委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、討論を行います。討論ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。</p> <p>議案第 83 号「大潟村村税条例等の一部を改正する条例案」のについて、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松本委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>議案第 83 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に議案第 85 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、総務部門に関する部分について、当局より説明を求めます。</p>
庄司主査 遠藤主査 工藤主査 進藤主査 宮田主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
黒瀬副委員長	<p>共済費について、共済けんぽから共済組合に 10 月から移行されたとのことですが、なぜ年度途中のこのタイミングで補正予算を計上するのでしょうか。</p> <p>また費用的な負担の増減について教えてください。</p>
遠藤主査	<p>令和 2 年度の年金制度改正を基に地方公務員共済組合法が改正になっており、今年の 10 月に移行することは事前にわかっておりましたが、共済組合に問い合わせたところ、例えば短期経理費や保健経理費など様々な費目がありますが、どの費目を会計年度任用職員に適用するかがはっきりしていないとのことで、当初予算の段階で各課に割り振るのが難しい状況でした。正確な率と、どの費目が会計年度任用職員に適用されるかがわかったのが今年の 9 月頃であり、それまでは詳しい情報がなかったため、このように補正予算での対応とさせていただきます。</p> <p>会計年度任用職員の負担は同程度であると認識しております。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	休憩します。(14:50) 再開します。(14:57)
松本委員長	議案第 85 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、福祉保健課関係部分について、当局より説明を求めます。
小野課長補佐 渡辺主査 角田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
石井委員	潟っ子 Baby ギフト事業について母子手帳交付時に 5 万円を支給するとのことですが、母子手帳は外国籍の人や、仕事のため、たまたま夫婦で村におり出産したような場合でももらえるのでしょうか。
角田主事	要綱はこの後しっかりしたものが国から示されるのですが、母子手帳をもらう要件としては医師の診断を持って母子手帳を交付された方で、母子手帳を交付されたときに面談された方が今回交付対象となるのですが、外国籍の方も母子手帳の交付対象となるはずで、里帰り出産の方も住所をおいている市町村からの交付となります。
石井委員	たまたまご夫婦で仕事などで滞在していて、それが出産と重なったといった方も母子手帳が発行されるのでしょうか。
角田主事	母子手帳を交付される時に、どこに住所を置いていたかということが重要となります。
石井委員	日本人でなくとも住所をおいていれば母子手帳が交付され、この事業の対象となるということでしょうか。

発言者	発言要旨
角田主事	そうなります。
黒瀬副委員長	<p>渦っ子 Baby ギフト事業は伴走型の相談支援もあるとのことですが、予算的には妊娠子育て世帯給付等事業にも相談支援はあると思います。この事業の相談支援の部分にも国からの支援はあるのでしょうか。国からの歳入はあるが、歳出は既存の相談支援事業に充てるということでしょうか。</p>
角田主事	<p>伴走型支援事業への補助となりますが、補助対象は面談をする方の人件費や事務費等も対象となります。国の要綱がまだ示されていないことから予算に計上はしておりません。既にネウボラ事業で同様の事業を実施しておりますので、国の要綱が示されれば歳入部分で対応します。既に助産師の訪問事業で別の補助事業を使っていることもありますので、そういったところも今後国の要綱が示されてから検討いたします。</p>
黒瀬副委員長	<p>今回、歳入として予算に計上されていないということですが、事業を実施するにあたってネウボラ事業の相談支援の予算でまかなえるので、新たに事業が増えるのではなく、国の要綱が示されてから歳入予算をどう組み替えるか、ということでしょうか。</p>
角田主事	<p>ほとんどの事業がネウボラ事業でカバーできておりますが、国からはネウボラ事業では実施していない8ヶ月前後での面談も推奨されております。その部分についても既存の予算でまかなえる見込みですが、対応が必要であれば今後補正予算で対応する形になるかと思えます。</p>
三村委員	<p>つくし苑は2カ所ありますが、合計で31万5千円ということでしょうか。</p>
小野課長補佐	<p>県の方から施設の定員70名と示されておりますので、それに基づき計上しております。</p>
松本委員長	<p>他にありませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので次に進みたいと思います。</p>

発言者	発言要旨
北嶋課長	<p>議案第 86 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について当局の説明をお願いします。</p> <p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。議案第 86 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 86 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 87 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
米谷主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 議案第 87 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松本委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。 よって、議案第 87 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 88 号「令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、議題といたします。 当局の説明を求めます。</p>
小野課長補佐	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。</p>
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 議案第 88 号「令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松本委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。 よって、議案第 88 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(15:35) 再開します。(15:37)</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	議案第 85 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、教育委員会に関する部分について、当局より説明を求めます。
池田主査 畠山主任 小林主査 高橋主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
黒瀬副委員長	小中学校の光熱水費について、結構な増額になっていると思います。当初予算の 5 割増し程度になっていますが、それくらいかかる予定でしょうか。また、来年度どのくらいかかる見込みでしょうか。分かれば教えていただきたいと思っています。
池田主査	電気代につきましては、東北電力のシミュレーションと過去のデータを活用しながら補正をお願いするものです。来年度予算に関しましても今後検討していくところであります。ガス代につきましても同様です。
黒瀬副委員長	小学校は当初で 1 千万円くらい、今回補正で 4 百万円ほどになっていますが、いつくらいから上がり始めたのでしょうか。年度当初から上がっていたのでしょうか。
池田主査	電気使用量に関しては、昨年とほぼ同じ傾向です。単価が極端に上がりはじめたのは 9 月頃です。9 月に行った東北電力のシミュレーションの結果では前年度費 150%、それ以降も 130~150%が続いております。9 月以降 1.5 倍の単価になるという見込みに基づいて補正をお願いするものです。ガス代に関しても同様です。
戸部委員	光熱水費に関し、全国的に上がるということですが、学校など人が多く集まる施設として、県で何かしらの補助などの話はあるのでしょうか。
北林教育長	県から学校施設に対して現段階での補助は示されておりません。国や県から補助があるかは白紙の状態であります。

発言者	発言要旨
戸部委員	東北電力との契約内容というのは決まっているものではないでしょうか。契約を見直しても、単価は大して変わらないのでしょうか。
宮田次長	契約見直しのシミュレーションまでは行っていませんが、今後も負担増が考えられるので、見直しは検討していくことも必要になるかもしれません。現段階では行っておりません。
菅原(史)委員	干拓博物館の維持補修費の件ですが、窓ガラスが割れたものの補修で 60 万円でしたでしょうか。
高橋主事	飛び石により窓ガラスが割れたものは補修費が 30 万円かかりました。その他に、年度当初男子トイレの便器が劣化し、交換したことで 30 万円かかりました。当初予算 60 万が底をついたことで、今後の必要経費として更に 60 万円の補正をお願いするものです。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、質疑を終結いたします。
松本委員長	休憩します。(15:53) 再開します。(15:55)
松本委員長	討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは討論を終結し、採決を行います。 議案第 85 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」について賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 85 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(15:56)</p> <p>再開します。(15:58)</p>
松本委員長	<p>陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」について議題といたします。各自黙読を求めます。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	<p>資料の黙読が終わりましたので意見を求めます。意見ございませんか。</p>
石井委員	<p>陳情第 6 号から第 8 号まで同じような内容ですが、ごもっともな意見として賛成です。医療費の増大を考えれば簡単にはいかないとは思いますが、陳情第 6 号から第 8 号までについて、賛成です。</p>
戸部委員	<p>コロナ禍になってから医療現場の先端に従事される方々のリスクに対し、収入がまだまだ足りないように見受けられます。給料を上げれば従事する人が増えるというのは必ずしもそうなるとは思えませんが、抜本的に何かしら手を打たない限り人員の確保は難しいと思いますので、賛成です。</p>
菅原（史）委員	<p>保健師の資格を持っていても離職する方が潜在的に結構おられると思います。離職の理由は時間なのか収入なのか定かではありませんが、有資格者の掘り出しを考えずに闇雲に人員確保というのもどうかとは思いますが、方向性としては良いと思いますので、賛成です。</p>
三村委員	<p>過酷な労働状況の下、せつかく医師になっても結婚、出産で離職する女性医師も多いと聞きますので、人員が増えることにより過酷な労働状況も改善されると思います。ここに書いてあるように、安定した人員確保は賃上げすることによっても改善していくと思いますので賃上げも必要だと思います。国としてもう少し、多く薬をもらいすぎているような人への対策を改革していかなければ、財政的には大変かと思いますが、この陳情には賛成です。</p>

発言者	発言要旨
黒瀬副委員長	<p>人員増と処遇改善については賛成です。陳情項目の3及び4については人員増と処遇改善の内容と異なる部分もあると思いますし、医療費等が国の負担となっていると言われている中で、処遇を改善し利用者の負担を軽減するとなると、その費用をどう賄うのかについては悩ましいところではありますが、賛成です。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、採決いたします。</p> <p>陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、陳情第6号は全会一致により、採択すべきものと決しました。</p> <p>採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにしましょうか。</p> <p>そのままの内容でご異議ありませんか。</p>
石井委員	<p>陳情項目4の、患者・利用者の負担を軽減するという点について、負担が下がれば患者は助かるのですが、ではその財源をどうするのが引っかけられます。お金がある方からはある程度負担していただくということで、陳情項目4について削除しても良いのではないのでしょうか。</p>
戸部委員	<p>お金を持っている人も一律軽減するというのはどうかと思いますので、持っている人にはある程度負担していただくということで陳情項目4は削除しても良いと思います。</p>
菅原（史）委員	<p>軽減すること自体は良いので、削除はしなくても良いのではないのでしょうか。人員確保と処遇改善が全て利用者負担になるのは違う話になってしまうと思います。</p>

発言者	発言要旨
黒瀬副委員長	<p>全額を国庫で負担すると言われると賛成しかねますが、軽減することには広い意味もありますし、必ず削除しないでほしいとは言いませんが、削除しなくても良いのではないかと思います。</p>
菅原（史）委員	<p>人員確保と処遇改善が全て利用者負担になるのは違う話になってしまうと思います。</p> <p>【委員長一任の声】</p>
松本委員長	<p>意見書案については委員長一任とさせていただきます。</p> <p>それでは提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者を、ただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p> <p>次に、陳情第7号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」について議題といたします。各自黙読を求めます。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	<p>資料の黙読が終わりましたので意見を求めます。意見ございませんか。</p>
戸部委員	<p>先ほどの陳情第6号と同じく、何かしら手を打たなければならないと思いますので陳情としては賛成です。意見書の中にある全額国庫負担という文言が重いため、一部負担という文言に変えて意見書としてはどうかと思います。</p>
黒瀬副委員長	<p>戸部委員と同じですが、陳情項目全体について、制度を抜本的に見直さなければいけないという気がします。全体としては賛成ですが、賃上げした分を全額国庫補助で賄うというところだけは、もっと他に文言がないものかと思いません。</p>
三村委員	<p>消費税を増額したときに福祉や介護部門になどにもっと使われると思っていましたが、その分が足りていないと思うので国の負担をもっとあげて賃上げをするというこの陳情に賛成です。</p>

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	<p>陳情項目 1 の全額国庫負担の「全額」を前面に出さず、「国が支援を行うこと」など、もう少し文言を考えた方が良いのかとは思いますが、内容については賛成ですので意見書の中で修正してはどうでしょうか。修正の文言については委員長に一任します。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、採決いたします。</p> <p>陳情第 7 号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、陳情第 7 号は全会一致により、採択すべきものと決しました。</p> <p>採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにしましょうか。</p> <p>そのままの内容でご異議ありませんか。</p>
菅原（史）委員	<p>委員長一任でお願いしたいですが、意見書案の「大幅」「全額」という文言を調整していただきたいと思います。「大幅」は削っても良いのではないかと思います。</p>
三村委員	<p>賃上げされても何千円単位であったりするので、ただ「賃上げ」とするとまた少額になる懸念があります。「大幅」とまでいかななくても、大きく賃上げしなければまた少額の増額で終わってしまうのではないかと、という気持ちです。</p>
菅原（史）委員	<p>「全産業平均の水準となるよう」とありますので良いのではないのでしょうか。</p>
三村委員	<p>そうですね。</p>
松本委員長	<p>それでは、意見書の文章をもう少しスリムにしても良いかと思うところもあ</p>

発言者	発言要旨
	<p>りますので検討し、意見書中の「全額国庫負担」の部分を「国が支援を行うこと」という文言に近いような形に変えて作成したいと思います。</p> <p>なお提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者を、ただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p> <p>次に、陳情第8号「介護保険制度の改善を求める陳情書」について議題といたします。各自黙読を求めます。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	資料の黙読が終わりましたので意見を求めます。意見ございませんか。
松本委員長	介護保険制度について当局に質問ですが、制度の見直しによりこれまで貸与していた全ての福祉用具が購入しなければならなくなるのでしょうか。
松本委員長	<p>休憩します。(16:25)</p> <p>再開します。(16:28)</p>
木阪主任	はっきりと示されてはおりませんので恐らくですが、例えば毎月補助杖を借りるのであれば、借りた月数分給付費の負担をすることになりますが、購入していつでも使用できるようにすれば購入時の1回みの負担となるため、40歳以上の方が負担する介護保険料で賄う給付費の負担が軽減されるという考えで、このような制度改正を考えているのだと思います。
菅原(史)委員	参考までに教えていただきたいのですが、低所得者が介護サービスを受ける際に、救済措置のようなものはあるのでしょうか。
木阪主任	年金生活者の方であればだいたい負担割合は1割で、9割が保険料や公費の負担となります。施設入所の場合食費などは利用者が別で負担しますが、所得に応じて軽減する制度があります。
三村委員	ベッドなどの高額なものも購入することになるのでしょうか。
近藤局長	これについては2023年通常国会に向けて何を購入品目にするのか議論することとなっているもので、具体的なものはまだ示されておられません。

発言者	発言要旨
黒瀬副委員長	<p>改善はしていくべきだと思いますが、貸与が全てだめなわけではありませんが貸与にすることでコスト増となり給付費に跳ね返ってきている部分もあると思います。制度を改善していく話と事業者が求めるところは違ってくると思いますので、個々の項目全てには賛同しにくいと思います。保険料が増大する中、全額公費負担も難しいでしょうし、バランスをとりながら利用者の負担もしていく必要があるのかと考えると、この内容に賛成しづらいところです。</p>
戸部委員	<p>来年度に向けた通常国会の中で審議されていく段階であり、今は部会の中での話し合いだということになれば、あれがだめ、これがだめだという意見書を国に提出するのは先走りのような気がします。今後国会で審議されればまた陳情として上がってくることかと思しますので、いったん採択しておいた方が良いのではないかと思います。</p>
三村委員	<p>利用料 2 割 3 割負担の対象者拡大、要介護 1、2 のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入となれば、介護サービスを使えなくなる人が増えると思いますので、この陳情には賛成です。</p>
菅原（史）委員	<p>まだよく見えない部分もありますが、介護保険制度の改善は考えていかなければならないとは思いますが、この 4 つの改善ではありません。理由はありますが不採択です。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、採決いたします。</p> <p>陳情第 8 号「介護保険制度の改善を求める陳情書」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手少数】</p>
松本委員長	<p>賛成少数であります。</p> <p>よって、陳情第 8 号「介護保険制度の改善を求める陳情書」については、賛成少数により不採択すべきものと決しました。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>休憩します。(16:37)</p> <p>再開します。(16:37)</p>
松本委員長	<p>あらかじめ委員会の時間を 17:30 まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは委員会を 17:30 まで延長いたします。</p>
松本委員長	<p>それでは次に、陳情第 9 号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」について議題といたします。黙読をお願いいたします。</p>
	<p>【資料黙読】</p>
松本委員長	<p>意見などございましたらお願いいたします。</p>
菅原(史)委員	<p>確認ですが、陳情者は個人の方でしょうか。</p>
近藤局長	<p>はい。個人の方です。</p>
北林教育長	<p>秋田県高等学校教職員組合の関係者の方だと思います。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(16:41)</p> <p>再開します。(16:42)</p>
石井議員	<p>特別反対する理由はないような気がします。</p>
黒瀬副委員長	<p>部活動地域移行は今、問題になっており、当事者の意見も聞きながら進めてほしいという話と、教員の負担軽減ということが書かれているので賛成です。</p>
戸部委員	<p>当委員会で、中学校の部活動を視察研修しに行く機会もあるので、その際に勉強してから判断すべき事項かなと思います。継続審査ということにしておき、実際の現場を見てから判断することがいいのかなと思います。</p>

発言者	発言要旨
	<p>継続審査で 3 月議会の陳情という形にするのがいいのではないかと思います。</p>
松本委員長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
三村議員	<p>せっかく研修に行く機会があるので、戸部議員の意見に賛成です。</p>
菅原(史)委員	<p>内容として、そこまで専門的な内容でもないので研修に行ってから決めるべきものではないかなと思います。</p> <p>休憩よろしいでしょうか。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(16:46)</p> <p>再開します。(16:49)</p>
菅原(史)委員	<p>学校部活動の地域移行という方向性で動いていますので、採択で良いと思います。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(16:50)</p> <p>再開します。(16:58)</p>
松本委員長	<p>採決します。</p> <p>陳情第 9 号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手多数】</p>
松本委員長	<p>陳情第 9 号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」は賛成多数により採択すべきものと決しました。</p> <p>採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにしましょうか。</p>
	<p>【委員長一任の声】</p>
松本委員長	<p>意見書案については委員長一任とさせていただきます。</p> <p>なお、提出にあたっては、提出者は委員長になる私になりますが、賛成者を</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>ただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p> <p>以上で、当委員会に付託のありました案件はすべて終了しました。 これで、総務福祉教育委員会を閉会します。</p> <p>(閉会 16:59)</p>